

# 史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存整備事業基本設計業務委託 仕様書

## I 業務概要

### 1 目的

平成27年3月に本市初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群は、令和4・5年度に第1期整備事業を実施し、整備地は令和6年5月に飛鳥時代の倉庫を全国で初めて復元した「橘樹歴史公園」としてオープンした。また、令和7年度には「史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画」を策定し、令和8年度から第2期整備事業を開始することになった。そこで、橘樹官衙遺跡群保存活用事業地を市民が安全・安心に利用でき、かつ史跡を保存し、学ぶことのできる歴史公園とするため、その検討立案、基本設計にかかる設計根拠資料等の作成（実施設計に向けた資料の取りまとめ含む）を行う。

### 2 適用

本仕様書に記載のない事項については、川崎市建設緑政局「川崎市設計業務等共通仕様書（令和6年4月版）」に準ずること。

### 3 期間

契約締結日～令和9年3月19日

### 4 履行場所

- (1) 川崎市宮前区野川本町3丁目429番2他3筆
- (2) 川崎市高津区千年438番1他2筆
- (3) その他、教育委員会事務局文化財課が指示する場所

### 5 着身体制

- (1) 受託者は、着手時においては、委託業務着手届、工程表、委託代理人及び主任技術者・管理技術者届（照査技術者も届出を行うこと。）を提出すること。
- (2) 受託者は、業務着手にあたり担当者との現地立会を行い、業務方針等について十分な打合せを行うこと。

### 6 主任技術者及び照査技術者（兼務不可）

- (1) 受託者は、技術的責任を有する者及び直接設計等に従事し、業務を総括する者を定め、氏名及び経歴を提出すること。
- (2) 主任技術者及び照査技術者は、次のうち、いずれかの資格を有する者を配置すること。
  - ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
  - ・技術士（建設部門：建設環境）
  - ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）造園部門
  - ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）都市計画及び地方計画部門
  - ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）建設環境部門

・登録ランドスケープアーキテクト（RLA）

## 7 適用基準

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務履行中に新たな設計基準、指針等が出された場合は、その基準に従い速やかに照査及び修正を行うこと。

## 8 周知

現地調査に先立ち、地元住民等からの質問があった場合は、本業務について説明し、協力を得るように努めること。

## 9 作業管理

受託者は、作業（外業）時は、安全に留意し、交通の妨害、公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。作業（外業）中に事故が発生した場合は、必要な処置を講じ、事故原因、被害内容、経過、処置状況等を速やかに担当者に報告すること。

## 10 管理体制

- (1) 受託者は、業務に際し監督員と常に連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に伴い、他に損害等を及ぼさないよう努めること。損害等を与えた時は、受託者の責任において、処理すること。
- (3) 受託者は、業務箇所周辺住民及び公園利用者からの問い合わせ、苦情等があった場合は、丁寧に対応し、速やかに担当者に報告すること。
- (4) 設計図書及び仕様書に疑義が生じた場合、定めがない事項が生じた場合は、担当者として速やかに協議し、その指示を受けること。

## 11 秘密の保持

受託者は業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## 12 貸与品及び支給品

- (1) 第 1 期史跡整備の成果物や測量及び埋蔵文化財の調査結果等は契約後に貸与する。受託者は、貸与品及び支給品を受けるときは、担当者と所定の手続きをとること。
- (2) 受託者は、貸与品及び支給品について、その受け払い状況を記録した帳簿を備え、常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。なお、盗難、破損を生じたときは、担当者の承認する代品を納めること。

## 13 現地調査

現地調査を行う場合は、立地条件、地下埋設物、電気給排水等の設計に必要な事項及び当該地区における市民活動について、十分に調査すること。

## 14 その他

設計図書及び仕様書等に指定するものの他、業務の目的達成のために当然必要と思われる作業は含まれるものとする。

## II 設計業務

### 1 業務対象地概要

- (1) 事業地名：史跡橘樹官衙遺跡群保存活用事業用地
- (2) 所在地：川崎市宮前区野川本町3丁目429番2ほか
- (3) 整備面積：史跡整備地①1,235.51 m<sup>2</sup>  
：史跡整備地②964.88 m<sup>2</sup>
- (4) 公園種別（予定）：都市公園（橘樹歴史公園）

### 2 検討課題

- (1) 遺跡群の適切な保全と市民が利用する公園としてバランスの取れた整備を検討するため、川崎市宮前区道路公園センター・高津区道路公園センター、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の指導・助言を適宜受け、必要に応じて修正等を行うこと。
- (2) 現況地盤付近にある遺構を確実に保全する必要があるため、埋設物（基礎、給排水電気管路等）や樹木根茎が遺構に支障を及ぼすことがないように、埋設物の形状・構造、樹種等を十分に検討すること。
- (3) 史跡指定地であることを示す案内・説明板等は担当者の提示する資料に基づき設計案をまとめること。なお、第1期整備で使用した仕様を踏襲し、史跡サイン等の統一性を確保すること。
- (4) 史跡整備地①西側斜面の擁壁は、景観（意匠など）を損なうことのないよう擁壁設計を行うこと。なお、地質条件は、付随して実施する地質調査結果に基づき設定すること。  
擁壁形式の比較は、地形、地盤条件、経済性、維持管理性、施工性などを考慮し、最適な形式（重力式、逆T型、L型、補強土壁など）を選定すること。（2案以上比較）。
- (5) 具体的な検討課題は次のとおりとする。
  - ①公園整備（囲障、緑地、道路整備）
  - ②案内・説明板・史跡標柱の設置
  - ③建物立体表示
  - ④遺構平面表示
  - ⑤照明・給排水設備
  - ⑥擁壁【史跡整備地①のみ】

### 3 業務計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容及び部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制等の事項について業務計画書（照査計画も含む）を作成する。

#### 4 設計協議

- (1) 設計協議は、原則として①着手時打合せ②中間打合せ 3 回③成果品納入時とする。第 1 回打合せ、成果品納入時は主任技術者が立会うものとする。
- (2) 上記に加え、川崎市教育委員会が設置した「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」の開催（2 回程度）に合わせて、基本設計案、基本設計図面等の資料を作成する等の補助を行い、本委員会との打合せにも同席すること。
- (3) 上記打合せの他、担当者が必要と認めた場合は、随時打合せを行うこと。
- (4) 設計協議後、速やかに議事録を作成し、担当者に提出すること。

#### 5 基本設計

検討課題を抽出し、地形、使用材料等を考慮し、実施設計に必要な設計図面等を作成すること。内容は以下のとおりとする。

- (1) 現状把握、既往資料の収集・分析
- (2) 与条件の検討、施設検討・設定
- (3) 基本設計図の作成
- (4) 公園設計照査
- (5) 基本設計図書説明書作成
- (6) 概算工事費算出
- (7) パース（鳥観図）作成
- (8) 報告書作成
- (9) 擁壁・補強土予備設計【史跡整備地①のみ】

#### 6 その他

- (1) 与条件の検討等は、現地の現況他、基礎情報を収集・把握すること。
- (2) 本業務は、住民説明会及びワークショップは開催しないが、地域住民との協議内容、意見・要望等について、設計の目的に対応した情報を得ること。

### III 成果品

#### 報告書（各 5 部）

- ①基本設計説明書
- ②基本設計図（基本設計平面図、基本設計標準断面図、設備計画平面図、植栽計画平面図、運土計画図、各種詳細図）
- ③全体鳥観図
- ④工事費概算資料
- ⑤工事工程表
- ⑥各記録書
- ⑦各種技術資料（設備関係容量計算書、材料・工法比較検討資料など）

※上記成果品は、「川崎市電子納品要領」に基づき、電子データで別途提出すること。工事概算書の作成については、川崎市土木工事積算基準書に基づいて積算すること。受託者は、業務完了後であっても内容に不備や誤りが発見された場合は、速やかに成果品の修正を行うこと。

※各種平面図（CAD データ（SFC を標準とする）A3 サイズ、縮尺 1/250）

各種詳細図（CAD データ（SFC を標準とする）A3 サイズ、縮尺 1/10～1/50）

#### IV その他

この仕様書に明記されていない事項、詳細事項及び業務に疑義が生じた場合は、教育委員会事務局生涯学習部文化財課と協議の上、決定するものとする。